

(平成25年6月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

## 東北（秋田）厚生年金 事案 2996

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和34年4月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して平成10年1月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 2997

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和35年4月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して平成5年4月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 2998

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和37年3月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して平成2年5月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 2999

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私の妻は、昭和36年5月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して52年6月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和37年3月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して平成11年5月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私の父は、昭和26年11月から29年1月まで株式会社Aに勤務し、一旦退社したが、38年3月に再入社した。申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動し、57年12月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおけ

る昭和 38 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3002

### 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社C支店（現在は、A株式会社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和41年3月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月31日から同年12月1日まで  
② 昭和41年3月11日から同年4月1日まで

私は、昭和21年9月から50年3月までA株式会社に勤務したが、年金記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間①及び②についても継続して勤務したのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社が保管する申立人に係る職員カード（甲）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における事業所別被保険者名簿の昭和23年9月の記録から、6,300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和23年12月1日と届け出るべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A株式会社が保管する申立人に係る職員カード（甲）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年3月8日にA株式会社E支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA株式会社C支店における資格取得日については、上記職員カード（甲）によると、昭和41年3月8日に異動したことが記載されているものの、オンライン記録における同社E支店の資格喪失日は同年3月11日となっていることから、同社C支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における事業所別被保険者名簿の昭和41年4月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日について昭和41年3月11日と届け出るべきところ、誤って同年4月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3003

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 1 日から 20 年 12 月 28 日まで  
申立期間は株式会社Aに勤務していたが、当時の給与の額は 30 万円であり、月末に 2 回に分けて支払をされると言われた。

銀行の振込記録を確認したところ、株式会社Aからの振込みのほかに同社以外の名義でも振込みがあるが、これらはいずれも株式会社Aからの給与である。

申立期間の標準報酬月額が 15 万円とされているのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aから月末に 2 回に分けて、総額 30 万円の給与の支払をされると言われた。」と主張しているところ、申立人が所持するB銀行の取引口座明細表によると、申立期間において株式会社Aからの入金のほかに、同社以外の名義の入金を確認できる。

しかしながら、上記取引口座明細表の記録からは、入金額の全てが株式会社Aから支給された給与であるとは確認できない上、申立人が主張する報酬月額 30 万円に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、株式会社Aが保管する貸金台帳によると、申立人の申立期間に係る給与支給額は 15 万円であり、標準報酬月額 15 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、C市に対し、申立人に係る課税状況について照会したところ、申立期間に係る社会保険料控除額は、上記貸金台帳において確認できる社

会保険料控除額と一致していることが確認できる。

加えて、平成 17 年 9 月から 20 年 9 月までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人の標準報酬月額は 15 万円と決定されており、オンライン記録と一致している。

なお、申立人に係る雇用保険の支給台帳全記録照会によれば、株式会社 A を離職した際の離職時賃金日額が 5,000 円と記載されていることから、離職前 6 か月間の平均給与月額は 15 万円と推認されることから、この平均給与月額に見合う標準報酬月額 15 万円は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3004

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 42 年 6 月まで  
② 昭和 42 年 7 月から 43 年 10 月まで  
③ 昭和 57 年 10 月から 58 年 10 月まで

私は、昭和 41 年 4 月から 42 年 6 月まで「A社」に、同年 7 月から 43 年 10 月まで「B社」に、57 年 10 月から 58 年 10 月まで「C社」に勤務したが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間において勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する事業所の所在地及び業務内容は、有限会社Aに係る商業登記簿に記載された本店及び目的と符合することから、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の元取締役は、申立期間①当時の人事記録等の資料は無いと述べており、申立人の当該期間における勤務実態等を確認することができない。

また、当該事業所の元取締役は、「有限会社Aの厚生年金保険への加入は昭和 63 年 12 月からであり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている上、オンライン記録においても同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 12 月 1 日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた同僚が当該事

業所で厚生年金保険の被保険者となったのは昭和 63 年 12 月 1 日であり、申立期間①当時においては厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない上、同事業所の元取締役二人も、当該期間は国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間②について、申立人の B 有限会社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、B 有限会社に照会したが回答が無く、申立人の申立期間②における勤務実態等を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の氏名は見当たらず整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人の C 社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、申立人は、「D 県 E 市又は F 市にあった C 社で勤務した。」と述べているが、オンライン記録によると、両市において当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、D 県 E 市内における厚生年金保険の適用事業所として、申立てに係る事業所に名称が類似する「G 株式会社」が確認できるが、当該事業所は申立期間③当時は株式会社 H に商号変更していることから、申立てに係る事業所とは考え難い上、同事業所は申立期間③当時においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、申立人は C 社における同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3005

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月から28年10月まで

私は、申立期間は、A事業所にB職として勤務していた。昭和28年の退職後は失業保険をもらったので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社C（現在は、D株式会社）から現場採用され、A事業所の作業現場のB職をしていたと述べており、A事業所の事務担当職員を記憶しているところ、当該人物は、同社の複数の元社員が証言する申立期間当時の同事業所の事務担当者と同一人物であると推認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D株式会社は、「現在、会社で保管している過去の社会保険関係書類及び社員名簿に申立人の記録は無く、申立人がA事業所に勤務していたかは不明である上、申立期間当時、現地の事業所で直庸作業員として勤務していた者は、厚生年金保険に加入させておらず、申立人はそのケースに該当する可能性がある。」旨回答している。

また、株式会社Cの複数の元社員は、「申立期間当時、厚生年金保険への加入は正社員のみであり、現場採用の作業員（B職）等は、厚生年金保険には加入していなかった。」旨回答している。

さらに、株式会社Cに係るオンライン記録及び申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は見当たらない上、申立人が申立期間当時、A事業所で一緒にB職として勤務した

者として名前を挙げている同僚についても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、株式会社Cで申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、所在が確認できた8人に照会したところ、回答があった7人はいずれも申立人を知らないと回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態等について証言が得られなかった。なお、この7人は、自身の雇用形態は正社員であったと回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3006

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 21 日から 46 年 4 月 1 日まで

私はA制度を利用して昭和 44 年 4 月に高校に進学し、B市にあった株式会社Cに勤務した。

その後、昭和 45 年秋頃に担当区域が変更され、担当区域の事業所が株式会社Cから「D」に変更になったが、47 年 3 月に高校を卒業するまで株式会社Cに継続して勤務していた。

しかし、国の記録では申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Cに継続して勤務していたと述べているところ、オンライン記録において、申立人と同様に同社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 45 年 10 月 21 日に喪失し、E社が厚生年金保険の適用事業所となった 46 年 4 月 1 日に当該事業所において被保険者資格を取得している 9 人のうち、所在が確認できる 3 人に照会したところ、2 人から回答があり、その 2 人はA制度を利用して高校に進学し、申立期間において「D」に勤務しており、申立人も同じ事業所に勤務していたと回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間に株式会社Cにおいて厚生年金保険の被保険者期間を有する 12 人のうち、所在が確認できる 9 人に照会したところ、7 人から回答があり、5 人が申立人は「D」に勤務していたと回答していることから、申立人は申立期間において、株式会社Cではなく、「D」に勤務していたと推認される。

一方、オンライン記録によると、「D」は厚生年金保険の適用事業所で

あった記録は確認できないものの、申立人及び同僚が証言する「D」があったとされる場所とE社の所在地がほぼ一致することから、「D」は、昭和46年4月1日にE社として厚生年金保険の適用事業所となったことがうかがわれる。

しかし、同僚等への照会において申立期間当時の株式会社C及び「D」の事業主であったとされる者は、所在が不明である上、現在、株式会社Cの業務を引き継いでいるF社の事業主に照会したが、「申立期間当時の資料は無く、事情が分からない。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。